

雫石町妊婦支援給付金

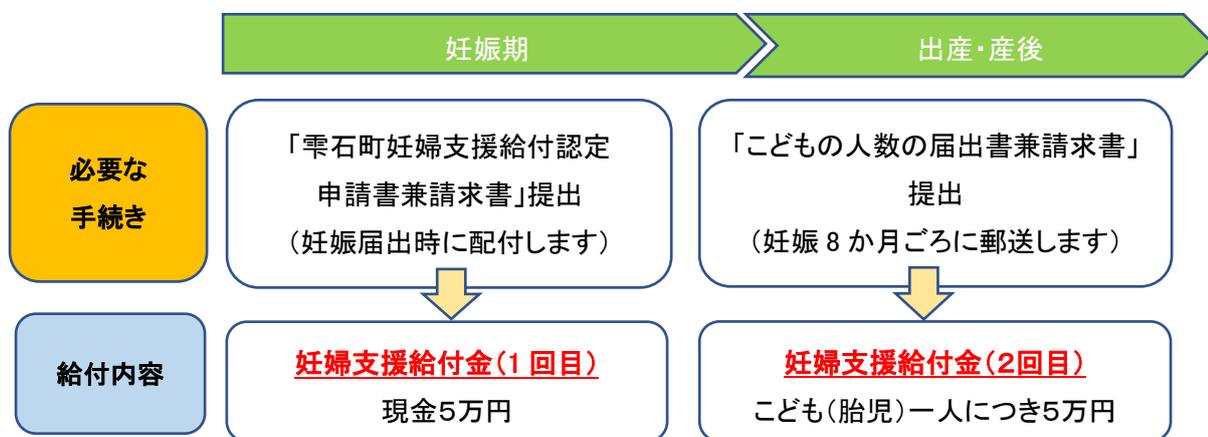
(国の妊婦のための支援給付)

妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、本町の子ども子育て支援事業で支給していた「出産・子育て応援給付金」は、令和7年4月1日から子ども・子育て支援法の改正により、「妊婦のための支援給付」に移行されます。

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、相談支援(妊婦等包括相談支援事業)と、経済的支援を一体的に行います。

給付金の支給を受けるためには申請が必要です。

1 事業の流れ



2 対象となる方

①申請時点で雫石町に住所を有する方

②令和7年4月1日以降に出産予定の妊婦の方

※他の自治体で「妊婦のための支援給付」を受給されている場合は、支給済みの額を控除した額が本町から支給されます。

※流産・死産等の場合も、医師の証明書等により、妊娠の事実が確認できれば支給対象となります。

※令和7年3月31日以前に出産された方は「出産・子育て応援給付金」事業による支給対象となります。

3 申請・届出の期限

<1回目の給付> 妊娠届出日から起算して、2年を経過する日まで。

<2回目の給付> 出産予定日の8週間前から起算して、2年を経過する日まで。

4 給付金の給付方法

- ・申請時に指定された口座に振り込みます。
- ・本人確認ができる書類(運転免許証、マイナンバーカード等)及び口座情報が分かる書類(通帳またはキャッシュカード等)の写しの提出をお願いいたします。
- ・申請内容に不備がなければ、申請受理後、約4週間~6週間後に振り込みになります。



裏面「よくあるご質問」もご覧ください

よくあるご質問

Q1. 対象者の所得制限はありますか？

A. 所得制限はありません。

Q2. 妊娠中に町外から転入した場合や出産後に転入した場合でも申請はできますか？

A. 転入前の自治体で2回分支給済みの場合は、雫石町では申請できません。

転入前の自治体で2回分支給されていない場合は、支給済みの額を控除した額が本町から支給されます。

(例)転入前の自治体で1回目のみ受給していた場合、雫石町で新たに給付申請を受け、こどもの人数の届出をしていただくことで、2回目分の給付を受けることができます。



Q3. 妊婦以外の名義の口座へ振り込むことはできますか？

A. できません。法律上、妊婦の方を対象にした給付金であるため、振込先は給付を受ける妊婦ご本人名義の口座をご指定ください。

Q4. 雫石町に住所がありますが、里帰り出産のため、里帰り先の自治体で申請できますか？

A. できません。法律上、住民票がある自治体にのみ申請をすることができます。
住民票に変更がない場合、雫石町に申請してください。

Q5. 給付認定を受けた後に、口座の名義を入籍後(もしくは離婚後)の苗字に変更した場合、手続きは必要ですか？

A. 口座情報が変更となる場合、変更に係る書類のご記入をお願いしますので、下記の担当課へご連絡ください。

Q6. インターネットバンクを利用している場合、口座情報の提出はどのようにすればいいですか？

A. 口座情報が分かる画面を印刷して添付していただくようお願いします。万が一印刷が難しいという場合は、来庁いただければ職員が対応させていただきます。

【お問い合わせ先】

雫石町万田渡 74 番地1(健康センター内)

給付金に関すること :こども課 019-601-5428

訪問・面談に関すること:健康推進課 019-692-2777